

Title	松岡博名誉教授に聞く : 大阪大学の思い出 (2)
Author(s)	中尾, 敏充; 菅, 真城; 阿部, 武司
Citation	大阪大学経済学. 2012, 62(2), p. 71-88
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57100
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【資料】

松岡博[†] 名誉教授に聞く

—大阪大学の思い出— (2)

中尾 敏 充[‡]・菅 真 城[‡]・阿 部 武 司[‡]

2011年5月11日

於 大阪大学法学研究科長室(大阪府豊中市)

初代副学長に就任

中尾 本日はお忙しいところ、2回目のインタビューに応じていただきましてありがとうございます。前回、松岡先生が法学部長になられました平成5(1993)年4月から6年5月までの学部長としての職務、あるいは重点的に取り組まれた事項についてお聞きしたわけですが、本日は副学長であった期間、あるいは大阪大学留学生センター長として活躍された時期、さらに対外的に司法試験委員、あるいは法制審議会国際私法部会委員として立法作業等にも関わっておられますし、国際私法学会理事長に就任されて学会でもご活躍され、学術会議の会員もされていますので、その辺のことを中心にお聞きしたいと思います。

それでは早速ですが、副学長として平成6年6月から10年6月まで務められたわけですが、大学院重点化前の副学長として2名の副学長体制であったかというふうに思います。先生ご自身が重点的に取り組まれて、その間、

改革されたようなこともあるかと思っておりますので、その辺のお話についてお聞きできればと思います。

よろしく願いいたします。

松岡 こちらこそ、よろしく願いいたします。

今、ご説明いただきましたように、平成6年6月から2期4年間、副学長を務めさせていただきました。6月になりましたのは、ちょうど予算の成立が遅れて、本来ならば4月からスタートできれば良かったのですが、6年の予算関係は確か6月24日ぐらいの中半端なときに成立しております。

前にも少し出たと思いますが、副学長を設置しようというので副学長設置ワーキングがつくられて、総長が委員長をされていたと思いますが、10名か11名ぐらいの委員で、私もそのメンバーの1人でした。

ちょうどきっかけになりましたのは、旧七帝大の中で東大が最初に副学長2人制を採用したことです。そこで、阪大にも設置するかどうかということになり、ワーキングが設置されて、検討した結果、副学長制を採用しようということになりました。平成6年6月に大学院の重点化、それから全学共通教育機構とか、いろいろ

[†] 大阪大学名誉教授

^{*} 大阪大学大学院法学研究科教授

[‡] 大阪大学文書館設置準備室講師

[‡] 大阪大学大学院経済学研究科教授

な改革の中の一つとして副学長制の採用というのがあったのだと思います。

私は初代の副学長ということで、森田（敏照）先生と2人でスタートしました。森田先生は停年で1年だったと思います。その次に工学部の園田（昇）先生がなられて、園田先生も1年で、次が畑田（耕一）先生、真弓（忠範）先生と、私は2期4年務めましたけれども、もう1人の副学長は4人交代されたことになります。

副学長の職務の分担は、大ざっぱには決まっていたけれども、あまり厳格には決めないで、柔軟にということになっておりました。基本的には森田先生が共通教育で、私が学生の厚生補導と国際交流、留学生関係を主に担当するという考えでした。当時の記録を見ますと、私が副学長になった当時は、31の委員会の委員をしておりまして、そのうちの14が委員長、もしくは責任者ということだったんですね。それが4年後の最後になりますと、委員が41、委員長もしくは長が18。ですから、委員が31から41になって、委員長の数が14から18になった。今の副学長とはだいぶ違うのではないかと思います。

最後のころの委員長と申しますと、入学試験制度委員会の委員長と、国際交流委員会の委員長、留学生委員会委員長、教育課程等協議会議長、交通安全対策委員会委員長、大阪大学中之島センター（仮称）建設委員会委員長、それから大阪大学総合情報通信システム整備本部本部長、留学生センター長と、いろいろありました。

当時は2人しかいなくて、共通教育は非常に問題が大きかったですから、共通教育のほうは森田先生、あとは基本的には私が引き受けるという形でスタートしました。ですから、会議が非常に多いし、その会議の準備も大変だったのを覚えています。

副学長になって最初から、金森（順次郎）先生が総長・副学長連絡会というのをつくられ

て、毎週10時からお昼近くまで必ず、総長室で総長と副学長2人と事務局長の4人だけで、学内の主要な問題で全学的なものについて連絡調整の会議をしていたんですね。

事務局の方は局長以外はどこにも出ませんし、もちろん記録もとらない。しかし全学的に大事なものは、まずそこで議論をする。もちろん総長自身が大事だと思っておられることは言われるし、私たちは自分の分担している委員会がたくさんあるし、それ以外で懸案になっている問題をどういうふうに考えて、どう持っていくかということ、まず総長・副学長連絡会で4人で毎週やりました。

当初、私は14の委員長をしていたのですが、既に委員長のおられるところはそのままにしておいて、任期の切れたときに副学長が委員長になる、また新しく委員会をつくる時は原則として副学長が責任者となるというかたちが確立した。それは岸本（忠三）先生の時も、同じように引き継がれました。

今はもう、だいぶ副学長の数も増えられたし、役員会か何かでやっておられるのでしょうか。

中尾 役員会と役員連絡会と理事懇談会と。理事懇談会が月曜日と木曜日に開かれています。

松岡 ああ、もっと多くなって。

中尾 そうですね。

松岡 ですから、その体制というのは、非常にうまく大学全体の連絡調整と意思決定するのに機能したのではないかなと思っています。

それで、私は帝塚山大学の学長になりました時も、学長調整会議というのをつくって、副学長を2人から3人にさせていただいて、同じように毎週、月曜日の10時から副学長3人と事務局長と5人で重要な決定をいたしました。

もちろん大学全体の意思決定の場としては、部局長会議、評議会、その前に総長補佐会議というのがありますが、いずれにしても基本的には月1回で、私たちの時には、最初に総長補佐

会議をして、部局長会議をして、それから評議会でやるというかたちでしたが、それはそのままにしておいて、その先に総長・副学長連絡会議で主な大学の全学的な問題についての意見の調整をやっておりました。

個別の問題としては、やはり大学院の重点化そのものは、平成6年の段階である程度まで決まっておりましたし、全学的なものとしては、国際公共政策研究科も6月の副学長制と同じスタートをしていました。そういう意味でいうと、大学全体としての方向は決まっています、部局の中で、どういう順番でいくかぐらいのところで、主な問題は、たぶん私が副学長になった時にはもうそれほど多くはなかったように思います。

副学長としての取り組み

松岡 個々の問題で言いますと、国際交流と留学生委員会、この中で印象に残っていますのは、今でもあるかどうか知りませんが、1年間の英語による短期留学プログラムというのできましたね。あれは私が責任者として立ち上げたのですが、確か九大と東大と筑波が先行してまして、その次にぜひ阪大がというかたちでスタートしました。

全学で受入学生数は20名程度だったと思いますが、外国、特に当初はアメリカが中心だった。外国から1年間学生を呼んで、英語による授業を中心に日本語教育を行うというプログラムです。それに留学生全員に、文部省が奨学金をつけてくれたんですね。そして、千里にありました学生寮、今は留学生会館になったかな、そこへ二十数人を入れて、留学生センターによる日本語の教育と、各部局による英語の授業を各部局少なくとも一つずつ持ってもらおうというものでした。

これには、だいぶ苦労しましたね。割合スムーズに英語によるプログラムが出る学部もあ

りましたが、一方では、英語による講義をやることを渋られる学部も多かった。そのために人もついたのですが、調整に苦労したのを覚えています。

また最初は、そのために私もアメリカではハーバードとウィスコンシンとワシントンのシアトルの3つの大学に学生の勧誘に行きました。ワシントンがしばらく一番多かったのですが、アメリカの学生が比較的多く、寮に入ったときに当初はいくつかトラブルがあった。向こうの学生は要求が非常に強いですから、留学生センターの担当の先生方が、大変対応に苦労されたことなども覚えています。

ただ、そういうふうにもいろいろと試行錯誤はありましたが、全体としてはうまくいったと思っています。副学長を辞めてから、職員の方を引率してアメリカのワシントン大学とカナダのプリティッシュ・コロンビア大学へ視察に行ったことがあるんです。その時にはワシントンのシアトルの学生などが集まって、われわれの歓迎会をしてくれました。嬉しかったですね。それが一つ、印象に残っているところですかね。

それから交通安全対策委員会、これは総長が委員長をしておられたのを私が引き継ぐというかたちになったのですが、豊中キャンパスは車がいっぱいでした。吹田のキャンパスは比較的まだ余裕があった。今はいっぱいですか。豊中と吹田の状況が違って、やり方も少し違わざるを得ないというところがあって、あれもなかなか調整が大変でしたね。

今でも交通安全対策委員会というのはありますか。

中尾 あります。今も連絡バスのバスロータリーをどうするか。ちょっと危険になってきていますので、その件が検討されています。

松岡 それから中之島センター（仮称）の建設、中之島センター建設委員会の委員長も学生部長のときからずっとやっておりました。一度、

大阪市があつた辺りを再開発しようというので、非常に大規模な開発の計画があつたのですが、結局うまくいかなくなって、最終的には今のようなかたちに落ち着きました。

あの計画なども、初めの案が実現していたら、もっといろいろ夢のあるものができたのではないかと思います。熊谷（信昭）先生が総長の時でしたね。

コンベンションセンター運営委員会委員長。これは今のコンベンションセンター、立派なものことができましたね。あれもちょうどバブルの時に、文科省のほうから予算をつけるというので下りてきて、ものすごく設備とか何とかいいのをやっていただきました。ピアノにしても。私は委員長をしていましたが、実質的には鈴木（胖）先生に、中の設備、情報機器を含めてやっていただきました。あれは楽しい思い出です。

副学長制は、まず東大が副学長制を採用して、次に阪大がやって、あと追随されたのが名古屋です。名古屋の森（正夫）先生とは、私が学生部長の時に全国の学生部長会議とか名阪戦で一緒にやっていたので、親しくしておりました。ちょうど重点化もそうですが、学生部のあり方というので全部が非常に動いていた時ですので、旧七大学の学生部長・副学長会議というのをやりませんかとか声をかけまして2人が呼びかけ人となって、全国の学生部長会議をする前に、七大学の学生部長か学生担当副学長での会議というので始めたんですね。今もおそらく続いているのではないかと思います。少なくとも、次の本間（正明）先生の時はやっておられるというふうにお聞きしています。

今は、どういうなっているのですか。学生厚生補導担当副学長というのは。

中尾 教育・情報室になっていますね。総合計画室、教育・情報室、研究・産学連携室、あとは評価室、財務室、広報・社会学連携室、そして国際交流室、人事労務室。確か8つですね。

松岡 そうすると、やはり教育・情報室。

中尾 それが学生関係かと思います。

松岡 ああ。ちょうどそのころ、ものすごく大学が動いている時でした。全国学生部長会議に、私は学生部長としても副学長としても、結局6年間出たのですが、大学ごとに事情が随分違うでしょう。ですから、七大学として情報交換をして、どういうふうにやっているかというのが大事ではないですかというので初めて、それはそれでいろいろな意味で有意義だったと思っていますが。

中尾 今、学生部長は事務部長ですよ。

松岡 事務部長ですよ。ですから、どういふかたちになっているのかな。われわれの時も、七大学の中では東大だけが学生部長が職員だったんです。あとの6大学は教育職でした。そして、それが各大学とも副学長に変わっていききました。だから東大も、私が最後のころは副学長が出ておられました。後に総長になられた蓮實（重彦）先生だったかな。

ですから、今でもやっているとしたら、おそらく教員のメンバーでやっているのではないかと思います。当初は学生部長・副学長連絡会とか言っていましたが、後では副学長連絡会とかいうのになっているのではないのでしょうか。

それともう一つ、対外的なところで言いますと、国立大学の入試の連絡会議、正式の名称は国立大学入学者選抜研究連絡協議会というのがあります。センター試験をやっている国立大学全部と私学も入って、入試問題に関連する連絡協議会というのをつくっていました。大学入試センターが事務局です。その入研協の会長を私は3年やったんですね。副会長は入試センターの副所長がなるということになっていました。当時は藤井（光昭）先生。阪大の担当で言いますと入試制度委員会ですが、それぞれの国立大学にある責任者と事務官とが出席するということになっていて、大きな大会でしたが、その会長をしました。その前には常任幹事をやっ

て、ちょうど入試制度委員会の委員長として出ている時に会長に選出されました。それで毎年、4、5回ぐらい入試センターに行っていましたね。

そうそう、先ほどの英語による短期留学制度は、今はどうなっているのか知りませんが、OUSSEP (Osaka University Short-Term Student Exchange Program) という名前でした。

中尾 今でもやっています。確か年に2回だと思えます。春と秋と。

松岡 ああ、そうですか。では、1年ではなくなったわけですかね。

中尾 最低6カ月ではないでしょうか。1年の学生もいると思えますが。

松岡 今でも学生全部に文科省から奨学金が出ているんですかね。

中尾 出ているのではないですか。法学部にも何人か受け入れていらっしゃるので。今は、以前のように部局で出すという制度ではなくて、留学生センターの名前が国際教育交流センターですかね、そこに教員がいて授業をやっていますので、部局からは出ていないと思えます。

阿部 まだ出ていると思えます。

中尾 ああ、そうですか。

阿部 私が研究科長をやっている時にお願いした記憶がありますので、1人ぐらいは出ているのではないかと思います。ただ、全部局ではないのかもしれませんが。

中尾 ああ。私も承知していないのですが、もしかしたら法学部でも何人かの先生は担当されているかもしれません。

阿部 前ほど人手不足ということではないだろうと思うのですが。

中尾 前は確か一つの講義を分担してやっていたと思えます。

松岡 そうですね、法学部でも苦勞しましたよ。私もやりましたが。

中尾 私などは英語ができませんが、日本語でやったのを松井（茂記）さん（現ブリティッ

シュコロンビア大学教授）に通訳してもらってやっていました。

松岡 そうそう。松井さんにやっていただいたので大変助かったのですが。

留学生センター長として

松岡 それで副学長の最後のころに、今の留学生関係ですが、糸魚川（直祐）先生が留学生センター長をやっておられて、その任期が3月に来て、後任がなかなか決まらず、結局は私がやることになった。それは、ちょうど総長・副学長連絡会議を私は何かの用事で休んだんです。おそらく休んだのは、その時ぐらいですが、その時に欠席裁判で私にやれと総長と畑田副学長が言われて、4月1日から副学長と留学生センター長を兼任するというかたちになりました。6月24日までが兼任で、それ以降の1年10カ月ぐらいは留学生センター長だけというかたちになりましたね。

先ほどのOUSSEPの実施のほうでも副学長として関与していたのですが、直接、留学生センター長としてやることとなりました。一番印象に残っているのは、留学生センターの教授会を立ち上げたことです。留学生センターに教授会をつくるというシステムにしたのは、国立大学で阪大が最初だったと思えます。留学生センターのほうからすると、独立した教授会を持ちたいという気持ちが非常に強いのですが、部局のほうからすると、留学生の取り扱いについて全部、留学生センターの教授会でできてしまったら困るということもあって、そこでの意見の調整が難しかった。

ほかのセンターと同じように、運営委員会方式でやれという意見もありました。ほかはだいたいそうになっていますよね。各部局の代表と、それぞれのセンターの専任教員とで運営委員会をつくる。一番の違いは、実質的にはそんなに違うかどうか分かりませんが、教員の人事

とか。今までは留学生センターの人事専門委員会というので私が委員長をしていました。それから留学生センター長をどうするかというのがあって、なかなかそこが難しかったのですが、結局は教授会方式にすることになりました。その代わりに、センターの教員プラス各部局から教授会構成員として委員を出してもらい、それでメンバーを同数にして留学生センター教授会という形にしました。

それは、ちょうどほかのセンターなども整備する時期で、任期の最後ぐらいの時に、やっとその案が合意に達して評議会でも認めていただいたということになっています。今もそうですか。

中尾 ええ、兼任教員で出ています。うちのところは長田（真里）准教授が。

松岡 ああ、長田さんが出ておられますか。私の時は多胡（圭一）先生に最初出てもらっていたのではないかなと思います。

中尾 ですから、教授に限定されていなかったと思うんです。最初は教授を出していたと思いますが。

松岡 センターの教員自身が、教授ではなくて助教授の方もみんな入っておられますので。

中尾 法学研究科の留学生担当教員がいましたよね。ですから西村（謙一）さんという政治関係。

松岡 彼は今、センターの方に行っているんですよね。

中尾 それで瀬戸山（晃一）さんという法理学にいた。

松岡 ええ。

中尾 彼も留学生担当講師からセンターへ。だから2人で今、専任教員として国際教育交流センター（旧留学生センター）へ移っています。

松岡 ああ、そうですか。そうしたら、だいぶ留学生センターの教員は増えているんですかね。

中尾 そうですね。

松岡 大阪外大からも来られたんですかね。

中尾 ええ、何人かいらっしやると思います。

松岡 向こうのほうが、阪大の留学生センターよりはるかに大きかったからね。副学長、留学生センター長はだいたいそれぐらいのところでしょうか。

そうそう、副学長を辞めるときに、大阪大学応援団の諸君から本部事務局前で盛大に歓送会をやってもらいました。応援歌を歌い、旗を振って、エールをしてくれました。学生部長の任期満了のときにもやってもらいました。嬉しかったですね。

大阪大学出版会会長として

松岡 あと、前にも少しお話ししましたが、大阪大学出版会の会長を務めました。初代の会長が脇田（修）先生で、脇田先生がお辞めになったあと、私が2代目の会長に選ばれました。任期は？

中尾 平成10年6月12日になっています。

松岡 だから、ちょうど平成10年6月に副学長をやめて、留学生センター長は続けていて、それから後で出版会の会長を引き受けることになったんです。前にもお話ししましたように、アサヒビールから3億円をもらって出版会を始めたのですが、ちょうど私が会長になったころは、本は着実に出ていたのですが財政状況が非常に悪くなっていて、毎年何千万という基金の取り崩しをやっていた時期。その立て直しをどうするかというのが一番の問題でした。そこで岩谷（美也子）さんに来てもらうことになりました。

岩谷さんは今も編集長をされておられますよね。私が副学長をしていた時に総務課長をやっておられて、総務課長はだいぶ長かったと思います。その後、辞めて家におられたんです。そこで、私がお願いして出版会に来てもらったんですね。編集のこともありましたが、編集より

も全体の管理運営、経理も含めた、そういうのを中心をやってもらうことにして、当初は課長というかたちにして来てもらった。そして、後で編集長というかたちになる。

また、一番財政的な面でプラスになったのは、70周年記念事業の一環として、「大阪大学新世紀セミナー」というのをやってもらうことになって、これについては、当初は30巻の予定でしたが31巻出て、その基金のほうから1巻についてたしか60万円の補助金をもらうというふうになった。それで、それに合わせて、特に研究に関する学術的な本を出すときには、著者にそれなりに負担してください、それを交渉してから出版を決めるというかたちにしました。いずれにしても、岩谷さんには非常に頑張ってもらった。

私は7年ちょっと出版会の会長をしており、阪大を辞めてからも続けていました。のちに「東風西風」という名誉教授リレー随想に出版会のことを書きました。だいたい3年目か4年目ぐらいの時に収支とんとんになって、実質5年目に黒字ということになりました。先生方がいい本を書いていただくというのと、アサヒビールの基金を取り崩すのをせき止めることに苦勞して、出版委員会の先生や、特に岩谷さんには頑張ってもらったと思っています。

それで私は7年少し務めて、その後、今の鷺田（清一）先生が総長になられる前に会長になられて、今もずっと3代目が鷺田先生というかたちになっていますね。そして今度、出版会を含めて大阪大学後援会が改組になるんですね。一般法人化になるのですか。

中尾 そうですね。財団法人に出版会が。

松岡 正式に決まったかどうかというのは。

中尾 まだだと思えます。おそらく6月ぐらいではないかと。大阪府での認可が必要だと。

松岡 そういので正式に発足したら、評議員が4名で総長と副学長と、あと2名が外部からと言うことで、その1人として私が頼まれてい

ます。そうなれば、また出版会のお手伝いができるということになります。

中尾 お願いします。

松岡 理事のほうは、確か三成（賢次）さんが中心になっておやりになっているということ。しかし、これはそういう苦勞もありましたが、なかなか楽しい仕事でもありました。私自身も4冊出してもらいましたし。今はどれぐらいになっているんですかね。この時に既に10年間で100冊を超えて、今は250冊を超えているのではないですか。

中尾 そうかも分かりませんね。わりと教科書的なもの。

松岡 そうそう。「大阪大学新世紀レクチャー」というのを作って、法学関係では松井（茂記）先生に憲法の話も、私も1冊出しましたが、教科書のほうにもだいたいぶ力を入れていましたよね。今度、一般法人化したら、もっと自由にできるようで、活発にしたいと、この間、岩谷さんが言っておられましたけどね。

菅 以前、脇田修先生にお話を伺ったときにお聞きしたのですが、出版会を最初につくったときは東大出版会の人に教科書を作るようにと言われたと。しかし、なかなか阪大では難しいというお話がありました。今のような方向になったのは先生のご方針ですか。

松岡 そうですね。私の時に新世紀セミナーが終わったので、今度、軸になるもう一つの企画を何にしようかということで、やはり大学の出版会としては学術的ないいものを出すことと、もう一つ、いい教科書を出版会から出すのも大事ではないかということで、レクチャーシリーズを始めたんです。

そして、その次の柱を何にするかというのが問題になっていた時に鷺田先生がなられて、新しいシリーズ「阪大リーブル」が出ましたよね。

今までは後援会の中の出版会計というかたちになっていたのですが、今度の後援会は、ほぼ

出版会だけと、出版会が一番中心になるようです。

中尾 ええ。ですから以前、適塾記念会も後援会の中に入っていたのですが、一般法人化するので記念会はもう無理だということで、適塾管理運営委員会というのが大学にあります。それと記念会を合体させて、研究部門として大阪学とオランダ学という部門を設けています。そして、この4月から適塾記念センターというのを立ち上げています。留保ポストは一つで、専任教員、准教授を1人、あとは兼任教員です。

松岡 ああ、そうかそうか。先ほど下で教員公募を見ていましたら、適塾の専任教員が公募で上がっていました。

中尾 ああ、それはもう終わったものです。

松岡 では、もう決まっているわけ。

中尾 はい。

松岡 そうすると、本当に後援会は出版会だけになるわけですかね。

中尾 はい、基本的には。後援会という組織自体は残るのでしょうか。

松岡 ええ、実質はね。それで場所は、やはりあそこですか。

中尾 コンベンションセンターだったのですが。

松岡 私のころはコンベンションセンターの1階の事務の所で、今は工学部の、昔の電話局の跡（ウエストフロント）ですよ。

だいたいそれぐらいですかね。

中尾 では、ここで休憩を取って、次に、もし先生がお話することがなければ、対外的な。

松岡 そうですね。そうしたら少しだけ、阪大との関係で言うと、辞めてから経営協議会とか総長選考会議議長などをやっていますので、それぐらいをお話しして、それから対外的なところで。

中尾 分かりました。

経営協議会委員

中尾 では引き続き、経営協議会と総長選考会議につきまして、松岡先生がお務めされてきた時期に、どういう問題とか、あるいはどういうことが重点的な課題になっていたのかというようなことについてお話いただければと思います。

松岡 阪大を辞めた時は、出版会の会長はまだ続けていまして、先ほどお話ししましたように2005年10月までですから、辞めてからどれぐらいしていたことになりますかね。停年が2002年ですから3年と少ししていましたかね。初めのうちは割合、阪大にいた時は1週間に1度ぐらい出版会に行っていて、辞めてからも1カ月に1回ぐらいは行っていたと思いますが、学長になって帝塚山大学の方が忙しくなり、あまり行けなくなったこともあって辞めさせていただきました。

あと、大学が法人になって、経営協議会の委員に、確か私たちの時は外部委員として名誉教授が4人入ったのだと思います。千里ライフサイエンスセンターの理事長をしておられた岡田（善雄）先生、微研（微生物病研究所）の豊島（久真男）先生、それから薬学の近藤（雅臣）先生と私の4人が、名誉教授として入ったのかどうか知りませんが、外部委員の中の4人が名誉教授でした。それで、誰か1人は残られたかもしれませんが、私たちは2期4年で辞めて、私の後任は確か城野（政弘）先生と聞きました。今でも名誉教授の人が何人かおられるのだと思います。

ですから、これが最初の経営協議会で、宮原（秀夫）先生が総長の時ということになります。中之島センターですずっとやっています、大学の方は総長と、そのころは理事・副学長が中心という形になっていましたかね。

中尾 そうですね。

松岡 それから、学内からも経営協議会のメン

パー、数人おられましたが、あそこの9階の中
之島センターのほうに行かれて、ずっとやって
ました。随分たくさん議題があつて、主として
情報提供を受ける機会としては非常に良かった
と思っていますが、私自身はあまり積極的に発
言したりということにはしなかったのですが。

あのころで大きな問題というと、いろいろ
あつたと思いますが、外大との合併などが経営
協議会でもよく話が出ていましたし、私も関心
が強かったですね。うまく行ってよかったと思
っています。

総長選考会議議長

松岡 それからも一つ、総長選考会議は規定
によりますと、人数まで書いてあつたかどうか
知りませんが、経営協議会の外部委員の中から
私の任期4年の間は4人出ていましたね。近藤
先生と津田(和明)さんと堀井(良殷)さん。

津田さんはサントリーの副社長だったのか
な。文化振興財団の理事長。堀井さんは、NH
Kから大阪21世紀協会の理事長になられた方。
それと近藤先生と私と、この4人が経営協議会
から総長選考会議に入って、私が議長にさせら
れた。内部でよく分かっているということも
あつたのかもしれませんが。私は総長選挙では
落選経験がたくさんあるから(笑)。

中尾 いえいえ、そんなことは。

松岡 3回ノミネートされました。3位と2位
と2位というので(笑)。それは冗談ですが。

それで選考会議の議長になりました。1期目
はほとんど何もなかった。ただ、最初の時に総
長選考会議規程を、その委員会で正式決定しな
ければいけないというので、あれはどういう表
現になっていたのかな。「意向投票の結果を尊
重して」か何か、これは今あるかどうか。

確か選考会議が最も積極的に関与するのは、
第1次の意向投票の時に、上から7人選んで、
あとの3人を選考会議が付け加えることができ

るというふうになっているのと、第2次の意向
投票、その結果を確か「尊重して」という表現
だったと思います。

国立大学法人大阪大学総長選考規程の16条
ですね。「総長選考会議は、第2次意向投票の
結果を尊重して総長候補者を選考し、総長又は
総長代理に報告する」ということになっていま
すね。「結果を尊重する」とはどういうことか
という議論があつて、細かい議論は忘れまし
が、もう少し強くするようにというような意見
が一部ありました。

しかし全体としては、そういう意見があつた
ということは議事録に残すけれども、お認めい
ただいたというかたちになりました。それで、
当初はもっと簡単にいこうかと思つていたの
ですが、第1回目は少し時間がかかりました
ね。

それから2期目の時、今の鷺田先生が総長に
なられた時に総長選考会議の議長として、選挙
管理にあたりましたね。それで、第1次の選考
会議があつた時に、先ほど言いましたように、
7人にプラスするかどうかということも問題に
なりました。

それから、第2次の意向会議の時に、投票所
で投票の管理をしました。この投票が有効かど
うかというのは問題になるんです。候補者の中
から少し文字の違った人とか、読み方が違う字
が書いてある場合、有効とするかどうか。最後
は選考会議議長が有効か無効かというのを決め
るというふうになっていたと思いますが、そう
いうことをしました。

いずれにしろ、すべて円滑に進んで、新総長
が決まって終わった後で、宮原先生と鷺田先生
と、私が選考会議議長というので記者会見をし
ましたね。実は、総長の選考の記者会見をする
というのは2回目、熊谷先生の再選の時も、
ちょうど私が総長補佐で司会をしろと言われて、
記者会見の司会をしたんです。

それともう一つ、これは今も続けているので

すが、大阪大学の入札監視委員会。これは、施設部が1年間で行う工事の入札が適切に行われているかどうかというのを監視する委員会ということで、最初の経営協議会のメンバー3人がなっています。先ほどの津田さんと堀井さんと私で、私が委員長をやっていて、毎年1回行っています。この間は、3月に昨年度の監視委員会をやりました。停年で退職してから9年過ぎたところですが、まだ少し阪大のお仕事につながっているということになります。

司法試験考査委員

松岡 対外的なものとしては、阪大におりました時、中尾先生から言われたのでは何と何でしたかね。

中尾 司法試験の考査委員、あとは法制審議会。

松岡 ああ、法制審議会、学術会議ですかね。

中尾 はい。

松岡 司法試験の委員は8年間務めました。1992年1月から1999年の間の8年間。最後の年に司法試験の制度が変わって、国際私法が試験科目でなくなりました。そのうちの5年間は学部長と副学長をやっていたので、司法試験の答案を採点すると、面接試験、口頭試験がありますから、それがなかなか苦労しましたね。

ただ、やはり私は前にも言いましたように、どちらかというと、伝統的な国際私法、通説とはだいぶ違う立場をとっていましたので、受験生には少しやりにくいところがあったのかもしれませんが。

ただ、当時は4人だったのですが、そのうち2人、木柵（照一）先生と私、それに渡辺（惺之）先生と3人で『国際私法概論』（有斐閣、1985年）という教科書を書いていましたので、教科書がよく売れたのではないのでしょうか。それから、面接の時などには偏らないように、要

するに国際私法の考え方がきちんと理解されているかどうかという点を中心にみるという点に気は配りましたね。この時期は、私はずっと金曜日の1時間目に講義していたのですが、よその大学の学生らしき者が入っているような感じを受けた時は何回もありました。

それと、こういうことを言っているのかどうか分かりませんが、出題が決まってからの講義には苦労しましたね。飛ばすのもおかしいし、順番を無視して大事だからといってそこをやるというわけにもいきませんし。試験問題はもちろん偏らないように工夫しましたが、そういう点の苦労はありましたね。

それから、やはり面接はあがる人がいますから、そういう人の時は助け船を出すんですが、1回そうになったら、出しているつもりが、あまり助け船にならない。そういうこともありましたね。

これが1999年で、これで一応終わって、今度は新しい司法試験で国際関係法（私法系）というかたちになって、今は野村（美明）先生が試験委員をされていますね。それが司法試験委員ですかね。

学会活動

松岡 また学会のほうでは、国際私法学会の理事長を3年間務めました。私の前の焔場（準一）理事長の時に学会誌を発刊することになって、私が編集委員の代表で、長い間、懸案であった『国際私法年報』が発刊された。私が理事長になったのはその次でしたので、学会自体としては、それほど大きな問題はなかったように記憶しています。

だいたい200人、今でも250人ぐらい、あまり大きい所帯でもありませんし、国際私法学会と国際法学会はずっと一緒にやっています。同じ時期に春と秋、年に2回やるのですね。しかも、それが国際法と一緒にですから、結局、年間

4日間。国際法は1年に1回は2日ですから、3日間続けてやるというので、この時も副学長をやっていた時だと思いますが、日程を調整するのがなかなか大変でした。

それから、国際法学会の常務理事を3期9年やっていましたのと、国際経済法学会の常務理事が江口（順一）さんと阪大が事務局になっていた。それと重なっていた時期がありまして、3つの学会の事務が重なっていた時はなかったと思いますが、2つがだいぶ重なっていて、そちら側のほうの仕事もしんどいときがありましたね。

特に国際法学会は選挙をするんですが、私は庶務主任をされていて、庶務主任が選挙の責任者なんです。それで、投票してもらった結果を開票まで自分で持っておかなければいけないので、よそでやった時はいっぱい荷物を抱えて大変でしたね。

中尾 その学会の場所で投票するんですか。

松岡 ええ、投票するんです。

中尾 郵送ではなくて。

松岡 郵送ではなくて。1,000人を超える学会ですから、その投票用紙など一式を持っていきました。ちょうどその時は国際私法学会の理事長と両方やっていて、続けてありますから、その時は大きい荷物で行きましたね。

それで、ちょうど国際私法学会の理事長をしていた時と、学術会議の会員、18期だったと思いますが、それと重なっていました。といいますのは、われわれは国際関係法学というので、国際法、国際私法、国際経済法、あと幾つかの学会があるのですが、そういう中から推薦されて、普通は国際法1人と国際私法1人が学術会議の二部の会員になることが多かった。当時はまだ、今と違って。

そういうことで、国際法は違うのですが、国際私法はその時の理事長が学術会議の会員になるということになっていました。制度的にそうになっているわけではありませんが、だいたいそ

れが通例で、ずっとそうだったかな。前は一橋の塚場（準一）先生、その前が京大の川又（良也）先生、私の後が京大の櫻田（嘉章）先生。必ずしもそうではないですが、割合そういうことが多かったので、学術会議の会員を3年間務めました。

今は三部制か何かになっているんですかね。

中尾 なっていますね。

松岡 理工系と人文社会と医学ね。われわれの時は、第二部が法律・政治というので、あの時、戒能（通厚）さんが部長だったかな。やはり、この時に一番、第二部で問題になったのはロー・スクール問題で、学術会議の二部としてシンポジウムをやりました。私になる前にもやったのですが、私の時にも東京で、学術会議の二部としてロー・スクール問題を取り上げて、会員の中で何人か報告者が出た。それは『法律時報』に載っていると思うのですが、私もその中の1人で、その時のシンポジウムに出ました。

ロー・スクールをつくる時に、選択肢としてどういう形があり得るかということを中心に私は話をしました。一番多いのは法学部と法学研究科を残して、新しくロー・スクールというのですが、阪大でもいろいろと考え方がありましたよね。確か松井さんなどは法学部をなくせという案で、私はどちらかという、個人的にはそちら側がいいかなと思っていました。松井説のほうに賛成だった。

だから、選択肢を幾つか並べて、実際問題としてやるのは非常に難しいかもしれないけれども、制度の趣旨からいっても、法学部はなくしてロー・スクールにして、大学院のほうは、政治と基礎の人が大変なんです、それは阪大の場合では、ロー・スクールのほうに行ってもいいし、国際公共（政策研究科）のほうに行ってもいいと。そういうかたちで、しかも法学部の学生を受験させないようにして、ほかの人を採るといったことをやるのも一つの選択肢ではな

いかと考えていました。おそらく松井説がそれだったと思います。

そういうことを話しましたが、やはりだいぶ反発がありまして（笑）。

中尾（笑）。

松岡 今の法学部のことをまじめに考えているのかとか言われたような記憶があります。要するに、そのロー・スクール問題に対して、学術会議がこれをどう受け止めるかということの議論が、私としては一番印象に残っていますね。

それから後、次の19期で非常に大きな改革がありました。ただ、それがくすぶっていて、学術会議をどうするかということ非常に意識して議論していました。私たちの時は、吉川（弘之）先生が学術会議の会長でした。

法曹養成について

松岡 それから、この間も問題になりましたが、法曹養成についてどう考えるか。これはなかなか難しい。それぞれの大学院によって事情や課題は違うと思います。7年目になって、全体として言うと、ロー・スクール卒業生が5,700人ぐらい。5回目の新司法試験が終わった段階で、まだ卒業生で合格していないのが21,000人程度という統計が出ています。

そうすると、57%の卒業生がまだ新司法試験で通っていないということになって、それは当初の制度設計とはだいぶ違いますよね。法科大学院が大変苦勞しておられるというのは、よく分かります。

韓国では、あまり日本のロー・スクールがうまくいっていないという話がいろいろ伝わって、ロー・スクールをつくるのには法学部をなくさなければいけないというかたちになっているんですね。

中尾 そうですね。

松岡 ですから、先ほどのような数字からいうと、今は当初の制度設計とは違って、非常に合

格率が低い。しかも、たくさんロー・スクールをつくりましたから、その中では低い所がかなり多くあって、そういう所をどうするかというのが問題になっていますね。ちょうど帝塚山大学は、私が移る前に既にロー・スクールはつくりたくないという決定をされていたので、私たちはそれに関わらなくて、ある意味では良かったのかもしれないが、つくっていたらなかなか大変だっただろうと思いますね。

阪大はどうですか。どの程度ぐらいですか。

中尾 阪大は最初につまずいたので、その後、やはり制度設計を若干修正して、松井さんがいた時は未修者コースの定員が多かったんですが、今は既修者コースのほうを多くしており、去年（平成22年）は合格者数で7番、合格率で8番だったんですね。

松岡 これまでと比べてどうですか。

中尾 旧司法試験の時は良かったんです。新司法試験になってからは、その時から比べるとダウンしてしまっただけで、今は6、7番目ぐらいで復活してきている。今年、またどうなるかですが、そういう点では、今のところは少しずつ良くなっているというかたちです。

松岡 私は帝塚山で、文部省のG P関係で国際ビジネス法務塾という、社会人の、特に法務とか知財の人を集めて、塾形式で定員20名で4年間やったのですが、3年間は文科省の補助があって、3年で5,000万円もらいましたかね。そして、あと1年は大学独自でやりました。

それは法務の人と知財のほかに、最後の時は割合、ロー・スクールの出身者が来られて、国際私法、国際取引法、国際契約ドラフティング、交渉学、外国判例講読、それからビジネス英語。そういうことで、われわれ社会人の学び直しという形でやったのですが、ロー・スクールの卒業生とか、司法試験に通った人も来ていましたね。最後の年は、20人中4人がロー・スクール修了者でした。

そういう人の話を聞くと、一つは国際関係

法（私法系）の話聞きに来る。特にロー・スクールで非常勤教員しかいないような大学出身の人が来ていたところがありますが、やはり国際取引法、国際私法など、国際ビジネス関係のものというのは、司法試験の科目としてはマイナーで、結局、勉強は試験科目、しかも基本的なものに限られてしまうという話でした。ですから、こういうのを受けたいとって来られた人もいました。やはり合格率が全体として当初よりも低いから、結局、ロー・スクールの勉強が試験対策にならざるを得ないところがあるということでしょう。

帝塚山はロー・スクールをつくりませんでしたから、私は実際に専任としては教えていませんが、ちょうど他の学校が申請する時に非常勤で頼まれて、1年間、講義しました。学長になっていたから、自分の所で講義をしていないのに、よそへ行って講義するのは気が引けたのですが、そこへ行くと、やはり今までの大学院とか学部とは非常に違うという印象を受けましたね。

もちろん試験は通ってもらわなければいけないのですが、アメリカのロー・スクールでは7、80%は通りますから、ロー・スクールの授業は、あまり試験を意識していないかたちで行われているという印象を受けています。そこが、なかなか日本のロー・スクールのしんどいところだと思いますね。

特にわれわれの関係、国際法務の関係でいうと、語学がロー・スクールを出るまでほとんどできないでしょう。もちろん弁護士で、あとアメリカに留学したりして流暢にされる人は多いのですが、語学とか、われわれのほうでいえば外国の判例を読むとかというのが、どうしても今のロー・スクールではできませんよね。基礎法も同じようなことだと思いますが。そういう点からいうと、なかなかしんどいな、これからどうしたらいいか、その方向がみえにくいと思いますよね。

しかし、われわれのほうに実務家の人から入ってくる話によると、ロー・スクールを終わってやってきても、一つは合格率、もう一つは修習の期間が短くなっているわけでしょう。だから、弁護士としては力が不足しているのではないかと、そういう意見もよく出てきますから、これからもなかなか大変だという気がしますが。

中尾先生はどうお考えですか。

中尾 おそらく先生がおっしゃったように、どうしても今、文科省では、募集人員の削減と、それに対して受験者数がどうなのか、実際に何人合格させているのか、募集定員の2倍を超えていないような所とか、定員が半数しか満たないとか、合格率が全国平均の半分以下であるというロー・スクールは、統廃合の対象になってきていますね。

そういう点では、この2、3年である程度、ロー・スクールの数が減るのでは。

松岡 だいぶ変わってくるでしょうね。

中尾 ええ。問題は、そのうえで合格率がどうなるかということだと思うんですね。それが問題になると、今おっしゃったような教育内容が、やはり受験対策みたいになっていくのでは。

あと、今年から予備試験が始まります。それがどうなるかによって、またロー・スクールの存在価値が左右される可能性はあると思うんですね。

松岡 もう一回、やはり何かありそうですかね。

中尾 そうですね。5年間3回試験ですから、途中で公務員になるとか進路変更をする子もいますが、阪大も今は進級制を取っていますので、1年から2年に最終的には上がれないとか、2年から3年に上がれないという学生が生じてきています。その場合、退学せざるを得ないという状況があります。

松岡 それともう一つは、前にも少し問題に

なっただと思いますが、法律の研究者の養成問題ですね。これが、やはりロー・スクールができたので、非常に難しくなっているのではないですかね。特に実定法のところは。

この間、京大と東大でしたか、ロー・スクールの卒業生の中から助教という形で採用するという話がありましたね。それがうまく機能するといいますが。それからまた、特に実定法の先生は研究になかなか時間が取れないという問題もあって、長い目で見た法律関係の研究者養成というのなかなか難しい。

中尾 そうですね。ですから分野によって、ある程度の教員が確保されているところは、ローテーションが考えられるのですが、そうでない分野というのは、やはり先生がおっしゃるように、ロー・スクールに配属されるとなかなか難しいのではないのでしょうか。

それでも若干落ち着いてきていますので、たぶん教育と研究というのができるかと思うのですが、最初の法学部の学生は、やはり優秀な学生はロー・スクールに行ってしまうので、阪大などの場合は助教ポストをつくらない限り、阪大で優秀な学生を本学のスタッフとして残していくという道は、なかなかつくれないと思うんですね。そういうポストがあると、京大とか東大はまだ、その点、可能性は十分あると思うのですが。

松岡 そうですね、余裕があるところは、そういうことができるのかもしれませんが。

阿部先生、ビジネススクールのほうはどうなんですかね。

阿部 ビジネススクールでは、確かにMBA (Master of Business Administration) は一種の資格ではありますが、試験に通るということではありませんね。単位を取って、それでよろしいということで、一応、肩書が付いて、それがプラスになって就職していくという人が多いように思いますけれども。

ただ、MBAを取る方が増えてきたこと自体

は結構なことなのですが、学問として経営学を研究する方が少なくなっているという問題があるようです。

松岡 私がアメリカで聞いたところによると、ロー・スクールと違って、経営のほうはビジネススクールとPh.D (Doctor of Philosophy) と両方あると聞いたことがあります。

阿部 私たちの研究科にもそうしたコースはあるのですが、Ph.Dの取得を目指す方が非常に少なくなっているんですね。そこが一つの問題でして。

松岡 ああ、アメリカも同じような問題があるんですね。

阿部 そうかもしれませんね。

松岡 そういう意味でいうと、アメリカもPh.Dとビジネススクールと2本立てになっていて、日本の法学研究科とロー・スクールと同じようなかたちなんですかね。

阿部 大きな違いは、やはり司法試験に通らなければいけない、そこがあるかないかだと思いますけれども。

松岡 そうですね、それは大きいでしょうね。

中尾 先生は、学術会議のシンポジウムの時に、アメリカ型のロー・スクールのあり方が日本でも。私はアメリカの法律関係は判例中心というイメージがあるのですが、日本の場合は、取りあえず法律を前提にして判例があると。そうすると、法律をまず十分に理解しないとイケないというところがありますよね。その勉強の期間というのでしょうか、修学の期間がある程度必要なので、そういう点では法学部を完全になくするよりも、その辺が少し違うのかなという感じがするのですが。

松岡 どういうふうに棲み分けていくかということがあると思いますね。

アメリカも判例中心というふうに言いますが、確かに判例のウエートが大きいですが、制定法もものすごく多いですからね。

中尾 そうですね。

松岡 だから制定法をせずにはできないと思いますが、法学部がありませんから、ロー・スクールで3年。そう考えると、未修者3年というのは同じような条件だと思うんです。要するに、大学の学部4年が終わってから3年間でやるということかというと、アメリカのロー・スクールと日本の未修者は同じ。そのところは一緒にはなっていると思うのですが、やはり3年であっても、法学部を出て2年の人とはだいぶ違うというのが、実際問題としてはあるんでしょうね。

中尾 ええ。結局、未修者といっても隠れ未修者というのでしょうか。法学部出身で、既修者コースで入学できず未修者コースできますので、中にはまったく学部の時に勉強しなかったのが既修者コースに入れなかったという優秀な学生もいるのでしょうかけれども、むしろ他学部とか社会人の方で、優秀な方も合格してくる。法学部出身者の場合は、最初からそういう振り分けがされていて、ロー・スクールに来て、やはり駄目な子がわりといるわけです。ですから、1年間の違いで伸びるとかということではなく、やはり既修者コースのほうが合格率が高いんですね。そこが違うのかなと。

松岡 ああ、そうですね。

法制審議会委員

中尾 平成10年から法制審議会国際私法部会委員をされていますので、その委員の時の立法作業などでは。

松岡 私は、かたちとしては1998年10月から2001年3月まで法制審議会国際私法部会、それから2002年4月から法制審議会の国際裁判管轄制度部会委員で2005年11月となっているのですが、実質的には続いています。ちょうど審議会のあり方が問題となって、そこで少し法制審議会として整理をされたので、そのような形になっています。基本的には続いて法制審議

会の部会委員をしたことになります。

一番中心になりましたのは、両方を通じて、ハーグの国際私法会議で「外国判決の承認・執行に関する条約案」というのを、アメリカ代表のヴァン・メーレン (Arthur Taylor von Mehren) 先生、私のハーバードの先生ですが、その人が提唱されて、その条約の審議に対して、日本としてどういう態度で臨むかということでした。

この条約は非常に面白くて、私はそういう意味で期待していたのですが、実際にはヨーロッパとアメリカとの意見の調整がつかずに、外国判決の承認・執行と、その前提となる国際裁判管轄、いわゆる広範囲にわたる国際民事訴訟の基本問題についての条約は、合意管轄に関する条約と、その外国判決の承認に絞られてしまった形で成立しました。法制審議会でもそのための部会をつくってやったのですが、少々残念な結果になりましたね。

ちょうど当時、東大で、今、早稲田にいかれた道垣内 (正人) 教授がその条約のラポラツール (報告者) になられて、そういう点もあって、日本政府としては非常に力を入れていた。法制審議会でもだいぶ議論をして、今度、会議がある時には、日本としてはどういう案で臨むかといったところを詳しくやったんですね。そういう意味では非常に面白かったのですが。ただ残念ながら、それが成果としては非常に縮小されたものになってしまいました。

他に国際私法としては、『法例』の改正が長年の重要な課題でした。ずっと小さな改正はあったのですが、ほとんど大きな改正がないままにきました。

ところが、このところ何回か非常に重要な改正がありました。一つは平成元年改正で、家族法のところですが、法例では明治31 (1898) 年の法律がそのまま残っていて、家族関係については、例えば婚姻の効力とか、夫婦財産制とか、離婚といえ夫の本国法を適用するという

夫の国籍を重視した規定だったのですね。それがあつたにもかかわらず、憲法で男女平等の規定ができて、それにも関わらず改正されていなかった。

それが実現したのが平成元年改正。その時、私は法制審議会の委員ではありませんでしたので、私自身は改正要綱試案について、自分の意見を法務省にも出しましたし、論文も書きました。

そして、もう一つは法例の全面改正と「法の適用に関する通則法」の制定です。その改正の時、私は法制審議会のメンバーではありません。

そして今、民事訴訟法の改正で、国際裁判管轄についての規定を新しく設けるといので国会にかかっているのですが、まだ国会があのような状況なので、いつになるかは分かりません。おそらく通るとは思うのですが。

ただ、今度も改正案について、私は自分の意見を出しました。比較的、立法については、個人的にははっきりと主張していたのですが、法制審議会の委員としては、そういう意味で自分の意見を法制審議会に反映するという機会はそれほどなかったですね。

今度の民訴の改正が実現すると、国際私法としても、だいぶ全体として変わりますので、教科書も書き換えなければいけないと思っています。ちょうど今、『レクチャー国際取引法』という本を、法律文化社から私の編で出して、国際裁判管轄の所は長田さんをお願いしていると思うのですが。ちょうど宙ぶらりんで困っておられるのではないのでしょうか。

中尾 これは国会が今回開催されると、一応通るんですか。

松岡 まあ、通ると思います。

中尾 そうすると来年施行ですか。

松岡 そうですね。施行がいつになるか、すぐだと思えますけどね。

だから、私はそういう意味で、審議会に入っ

ているときよりも、入っていないときほうが意見を出すんですね（笑）。そういうところがあります。

だいたいそれぐらいですかね。あと何かございましたか。

中尾 こちらで用意させていただいた事項は、だいたいお聞きいたしました。

阪大生へのメッセージ

中尾 最後に、大阪大学の学生へのメッセージということで、先生から一言お願いします。

松岡 私は大阪大学の時、ゼミの紹介のところでいつも「ゼミは学問をネタにして友人をつくり、自分を鍛えるところ。それをモットーにしています。そういうつもりで来てください」と言っていたんです。ですから、まずしっかり勉強してもらおう。やはり大学は、自分の専門のところをやるのが基本。それを基にして友達をつくって、自分を鍛えるということが大事だと言ってきました。

教育の目的というのは、自分1人で生きていける力を育てることだと思っています。阪大でも帝塚山大学でも、そういうつもりでやってきました。そういう意味で、自分の専門と幅広い教養、そして自分1人で生きていくわけではないですから、いい仲間、友人をつくる。そして、それを通じて自分を鍛えていくことが大事だと思っています。

これは、ゼミでは比較的伝えやすいし、そういう人が来てくれるので分かりやすいと思うのですが、ゼミだけではなく、大学全体も同じだと思うんですね。やはり一番の中心は自分の専門とする学問の勉強。ただ、それを基にして、やはり学生時代のいい友達をつくるというのも非常に大事なことですし、そういうことを通じて自分を鍛えて、一人前の社会人として育ていくような人間になってほしいと。大阪大学の学生には、そうあってほしいと思っています

ね。

それともう一つは、先ほども申し上げましたが、今はグローバル社会ですぐに世界とつながっていますが、最近の学生は、私の目で見ると、どうも内向きで、若いうちから外国へ出かけていったり、日本にいる外国の人とのつきあいは少なくなっていると思います。研究者でも、やはり出かけていく人が減ってきているように思うのですね。

私の今の大学でも、サバティカルで行く時でも、国内の大学へ、近くの大学へ行ってというのも割合ありますし、若いときに苦勞して外国に行ってしまうというのが、どうも少ないように思っています。ぜひ、できるだけ若いときに外国へ出かけて行って、外国の社会に飛び込んで、語学とそこの専門のことも大事でしょうし、その文化に触れる。そういう機会を、なるべく大学の時代につくってほしいと思いますね。

全体として受け入れている留学生の数はずっと増えていますが、学生時代に出かけていくというのは、ものすごく少なくなっているんです。私は国際高等研究所の交渉学研究プロジェクトで、2月に三菱商事の小島（順彦）会長をお呼びして話を聞いたのですが、今、若い人を採るときに、三菱商事としては、やはり若いうちに外国経験があつて、そこでいろいろ鍛えられた人をぜひ採りたいということをしょっちゅう言っているんだという話をされた。

そういう意味で言うと、日本に来ている外国人を採る企業というのも非常に増えてきていますが、日本人の若い人は、そういうのが、やはり最近では少なくなっているのを非常に心配しておられる。私もそうだと思うのですが、その時に言っておられたのは、三菱商事の若い社員も最近では外国から採っているのですが、その中で韓国人の若い人が、いろいろな国から見ると、今一番いいと言われていました。われわれも十何年、韓国とずっと共同研究をやっていますが、そういう感じが強くなってきているよう

に思いますね。

そんなこと言っても、私がアメリカへ行ったのは35歳から2年なので、それでもだいぶ遅い。もっと早く行っていたら、もっとよかつたと思います。いずれにせよ、できるだけ若いときに外国へ行って、外国でいろいろな意味で鍛えられることを、ぜひ望みたいと思っています。

いずれにしても、学生時代からいうと、18歳で大阪大学に入って、63歳までいて45年、大阪大学ですっとお世話になりましたので、ぜひ大阪大学の学生には、これからのグローバル社会の中で一層活躍していただければと思います。

Memoir of Osaka University talked by Professor Emeritus Hiroshi Matsuoka (2)

Toshimitsu Nakao, Masaki Kan and Takeshi Abe

This is a record of the talk of Professor Emeritus Hiroshi Matsuoka related to the history of the Osaka University. Professor Matsuoka was appointed to the first Vice President of Osaka University in June, 1994, thereafter working for four years. At first, he attended thirty one committees, and accepted the chairpersons of fourteen of them. Just before his retirement, he had eighteen chairs in forty one committees to which he belonged. He greatly made efforts to improve management of entrance examinations, to promote international exchange of students and researchers, and to enhance the traffic safety policy. Especially, as for the student short time exchange, Professor Matsuoka founded Osaka University Short-Term Student Exchange Program (OUSSEP), and became the first Director of the International Student Center at the University. He also promoted the Nakanoshima Center and the Convention Center in Osaka University.

After Professor Matsuoka retired from the Vice President in June 1998, he worked the International Student Center until March 2000 as its Dean. He newly became the second President of Osaka University Press, and stayed at the position until October 2005, when he assumed office of the President of Tezukayama University. After Osaka University adopted the system of National University Corporation, he became a member of the Joint Management Council at Osaka University, and was elected the chairperson of the Screening Committee of the President there.

Besides the above-mentioned roles, Professor Matsuoka assumed a committee member of setting the National Bar Examination Law. He also worked as President of Private International Law Association of Japan, who automatically became a member of Science Council of Japan. One important issue of the Council was how to create a good system about Law School. He has been a member of the Legislative Council of the Ministry of Justice since 1998, and helps the Japanese government to create the important laws.